

## 第一章 通則

第二章 総則編 二閑スル規定

第三章 物権編 二閑スル規定

第四章 債権編 二閑スル規定

第五章 親族編 二閑スル規定

第六章 相続編 二閑スル規定

## 第一章 通則

第二条 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法

二別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第三条 削除

第四条 削除

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書二付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司(郵便法)(昭和二十二年法律第一百六十五号)第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司(謂フ)ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

七 指定公証人(公証人法)(明治四十一年法律第五十三号)第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式(以下電磁的方式ト称ス))ニ依り作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下之ニ同ジニ記録セラレタル情報ニ付ヲ内容トスル情報(以下日付情報ト称)

ス)ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ當該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

第六条 私署証書ニ確定日附ヲ付スル者アルトキハ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公証人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其証書ニ登簿番号ヲ記入シ帳簿ヒ証書ニ付アル印章ヲ押捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト証書トニ割印ヲ為スコトヲ要ス

第七条 公証人法第六十条及ビ第六十一条ノ規定ハ指定公証人が第五条第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス

第八条 私署証書ニ確定日附ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

第九条 第一項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第十条 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行スル日付情報ヲ付スルコトニ閑スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 同年勅令第二百十七号弁済提供規則ハ明治六年第十八号布告地所質入書入規則ハ第十二条ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十二条 同年勅令第二百七十三号布告

第十三条 同年第六号布告

第十四条 同年第三百六十二号布告出期限規則

第十五条 同年第三百六十二号布告代人規則

第十六条 同年第三百六十二号布告

第十七条 同年第三百六号布告動産不動産書入金穀貸借規則

第十八条 民法第三十条及ヒ第三十一条ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦之ヲ適用ス

第十九条乃至第二十八条 削除

第二十九条 民法施行前ニ出訴期限ヲ経過シタル債権ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト看做ス得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十条 民法施行前ニ出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ閑スル規定ヲ適用ス

第三十一条 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限カ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ旧法ノ規定ニ従フ但其残期カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十二条 前条但書ノ規定ハ旧法ニ出訴期限ナニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁治産者又ハ準禁治産者ト看做ス

第三十三条 前三条ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ閑スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第三十四条 第三十条乃至第三十二条ノ規定ハ時効期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ準用ス

第三十五条 慣習上物権ト認メタル権利ニシテ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ物権タリタルモ裁判所ニ於テ之ヲ却下シタルトキハ抗告期間経過ノ後、若シ抗告アリタルトキハ最後ノ抗告棄却ノ時ヨリ又訴ニ於テ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ヲ為サリシトキハ其期間経過ノ後ハ前条第一項ノ規定ヲ適用セス

第三十六条 慣習上物権ト認メタル権利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ有セス

第三十七条 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ権利ハ從来登記ナクシテ第三者ニ対抗スルコトヲ得ヘカラシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第三十八条 民法施行前ヨリ占有ヲ有ハ準占有ヲ為ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十九条 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者民法第九百九十二条ノ条件ヲ具備スルトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス

第四十条 遺失物ハ明治九年第五十六号布告遺失物取扱規則第二条ニ依リ榜示ヲ為シタル後一年内ニ其所有者ノ知悉セラルトキハ民法施行前ニ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ其管理ヲ繼続ス

得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六号布告  
内国船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從フ  
**第四十一条** 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ル  
マテ遺失物ト同一ノ手続ニ依リテ公告ヲ為スコ  
トヲ要ス

**第四十二条** 民法施行前ヨリ民法第二百四十二条  
乃至第二百四十六条ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取  
得スヘカリシ状況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時  
ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者  
ニ正当ニ取得シタル権利ヲ妨ケス

**第四十三条** 共有者力民法施行前ニ於テ五年ヲ超  
ユル期間内共物ノ分割ヲ為ササル契約ヲ為シ  
タルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超  
エサル範囲内ニ於テ其効力ヲ有ス

**第四十四条** 民法施行前ニ設定シタル地上権ニシ  
テ存続期間ノ定ナキモノニ付キ当事者カ民法第  
二百六十八条第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁  
判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨ  
リ五十年以下ノ範囲内ニ於テ其存続期間ヲ定ム  
地上権者カ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ  
竹木アルトキハ地上権ハ其建物ノ朽廃又ハ其竹  
木ノ伐採期ニ至ルマテ存続ス

**第四十五条** 廃止

**第四十六条** 民法第二百七十五条及ヒ第二百七十  
六年ノ期間ハ民法施行前ヨリ同条ニ定メタル事  
実力始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス  
第四十七条 民法施行前ニ設定シタル永小作権ハ  
其存続期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力  
ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五  
十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十  
年ニ短縮ス

民法施行前二期間ヲ定メスンテ設定シタル永  
小作権ノ存続期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ  
場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永存続スヘキモノトシテ設定  
シタル永小作権ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經  
過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相当ノ償金ヲ  
払ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ  
此権利ヲ抛棄シ又ハ一年内ニ此権利ヲ行使セサ  
ルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相当ノ代  
価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

**第四十八条** 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ  
先取特權ヲ有スヘカリシ債権者ハ其施行ノ日ヨ  
リ先取特權ヲ有ス

**第四十九条** 民法第三百七十条ノ規定ハ民法施行  
前ニ抵当権ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニ  
モ亦之ヲ適用ス

**第五十条** 民法第三百七十五条ノ規定ハ民法施行  
前ニ設定シタル抵当権ニモ亦之ヲ適用ス但民法  
施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ為シタル利  
息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以  
テ抵当権ヲ行フコトヲ得

**第四章** 債権編ニ闇スル規定

**第五十三条** 民法施行前ヨリ債務ヲ負担スル者カ  
其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セサルトキハ民法  
ノ規定ニ従ヒ不履行ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ債権者カ債務ノ履行ヲ受クルコ  
トヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之  
ヲ準用ス

**第五十六条** 金銭ヲ目的トスル債務ヲ負担シタル  
者カ民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損  
害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四条  
ニ定メタル利率ニ依リテ之ヲ定ム但民法第四百  
九条第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

**第五十七条** 削除

**第五十八条** 民法施行前ニ発生シタル債務ト雖モ  
相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得

**第五十九条** 民法第六百五条ノ規定ハ民法施行前  
ニ為シタル不動産ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス  
二為シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ  
日ニ遡リテ其効力ヲ生ス

**第六十条** 第四十五条ノ規定ハ外国人又ハ外国法  
人ニ土地ヲ貸借シタル場合ニ之ヲ準用ス

**第六十一条** 親族編ニ闇スル規定

**第六十二条** 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規  
定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ  
家庭トス

**第六十三条** 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ  
入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニ  
ハ其規定ヲ適用セス

**第六十四条** 民法施行前ニ隠居者又ハ家督相続人  
カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隠居ヲ為シ又ハ相続ヲ承  
認シタルトキハ民法第七百五十九条ノ規定ニ依  
テ之ヲ取消スコトヲ得但第三十九条及ヒ第三  
十四条ノ適用ヲ妨ケス

**第六十五条** 民法第七百六十条ノ規定ハ民法施行前ニ  
相続人ノ債権者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス  
民法施行前ニ此権利ヲ行使セサルトキハ  
タルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相当ノ代  
価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

**第六十六条** 民法第七百六十七条规定ニ從ヒテ  
前婚カ民法施行前ニ解消シ又ハ取消セラレタルト  
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス  
但其事実カ民法ニ定メタル期間ヲ経過シタ  
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

**第六十七条** 民法施行前ニ生シタル事実カ民法ニ  
依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキト  
キハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得  
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス  
但其事実カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ経過シタ  
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

**第六十八条** 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子  
縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力  
ヲ生ス

**第六十九条** 民法施行前ニ婚姻ヲ為シタル者カ夫  
婦ノ財産ニ付キ別段ノ契約ヲ為ササリシトキハ  
其財産関係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産制ニ  
依ル

民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契約ヲ為シ  
タルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ為シタルモ  
ノト雖モ其効力ヲ存ス但其契約カ法定財産制ニ  
異ナルトキハ民法施行ノ日ヨリ六个月内ニ其登  
記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ  
第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

**第七十条** 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依  
リ離婚又ハ離縁ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ  
養子縁組ノ当事者ノ一方ハ離婚又ハ離縁ノ訴ヲ  
提起スルコトヲ得

**第七十一条** 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ闇スル民法ノ  
規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適  
用ス

**第七十二条** 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ  
従ヒテ父又ハ母ノ親権ニ服ス

**第七十三条** 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實  
ニ拠リテ親権又ハ管理権ノ喪失ヲ宣告スルコト  
ヲ得

**第七十四条** 民法第九百零一条ノ場合ニ之ヲ準  
用ス

**第七十五条** 民法第九百零一条第一号ノ場合ニテ民  
法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ  
其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒ  
テ其任務ヲ行フ

**第七十六条** 民法第九百零一条第一号ノ場合ニテ民  
法施行ノ際未成年者カ後見人ヲ有セサルトキハ  
其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒ  
テ其任務ヲ行フ

**第七十七条** 民法第九百四十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第七十八条** 民法第九百三十七条及ヒ第九百四十  
条乃至第九百四十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之  
ヲ準用ス

未成年者ノ後見人又ハ民法第七条若クハ第十  
一条ニ掲ケタル原因ノ為メニ選任シタル後見人  
カ民法第九百八条ニ該當スルトキ亦同シ  
ヨリ終了ス

モ民法ノ規定ニ依リ有効ナルヘキトキハ民法施  
行ノ日ヨリ有効トス

後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ後  
見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキ  
ハ保佐人ノ任務ヲ行フ

**第七十九条** 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ  
依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選  
任セシムル為メ遲滞ナク親族会ノ招集ヲ裁判所  
ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキ  
ハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

**第八十条** 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依  
リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滞ナク被後見人  
ノ財産ヲ調査シ其目録ヲ調製スルコトヲ要ス  
民法第九百一十七条第二項、第三項、第九百十  
八条及ヒ第九百一十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之  
ヲ準用ス

**第八十二条** 民法第九百二十四条及ヒ第九百二十  
七条ノ規定ハ後見人カ力第七十四条又ハ第七十六  
条ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準  
用ス

**第八十三条** 民法第九百三十条ノ規定ハ後見人ノ  
財産ヲ貸借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシム  
ル為メ招集シタル親族会ノ同意ヲ求ムルコトヲ  
要ス若シ親族会カ同意ヲ為ササリシトキハ貸貸  
借ハ其効力ヲ失フ

**第八十四条** 民法施行前三被後見人カ力第七十四条  
及ヒ第九百一十七条ニ掲ケタル行為ヲ為シタル者  
ト雖モ相続人タルコトヲ得ス

**第八十五条** 民法第九百一十七条及ヒ第九百十九  
条ノ規定ハ相続人タルヘキ者カ民法施行前三

死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和二六年四月三日法律第一二六号）抄
第八十六条 相続人廃除ノ原因タル事實力民法施行前三生シタルトキト雖モ廃除ノ請求ヲ為スコトヲ得	附 則（昭和三八年七月九日法律第一二八七号）抄
第八十七条 相続人廃除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相続人ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六八八号）抄
第八十八条 家督相続人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相続人ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六八九号）抄
第八十九条 民法第九百八十九条ノ規定ハ民法施行前ニ前戸主ノ債権者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九〇号）抄
第九十条 民法第千七条及ヒ第千八条ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九一条）抄
第九十一条 相続ノ承認、拠棄及ヒ財產ノ分離ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニハ之ヲ適用セス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九二条）抄
第九十二条 相続人曠欠ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九三条）抄
第九十三条 相続財產ノ管理人人力民法第千五十七条ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ハ裁判所力同法第千五十八条ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九四条）抄
第九十四条 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其効力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九五条）抄
第九十五条 民法第千百三十二条乃至第千百三十条及ヒ第千百三十八条乃至第千百四十五条ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス	附 則（昭和五四年一二月二〇日法律第六九六号）抄
附 則（明治三四年九月二一日法律第三十九号）抄	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
第五条 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
附 則（明治三九年三月二二日法律第一三号）抄	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
附 則（大正一一年四月二十五日法律第七四号）抄	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
附 則（明治三九年三月二二日法律第一三号）抄	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄
第三百八十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	附 則（平成三年五月二一日法律第七十九号）抄

附 則（昭和二四年五月三日法律第一一七号）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
第一条 この法律による改正後の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条规定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の当該規定によって生じた効力を妨げない。	第二条 この法律の登記に関する経過措置
（法人の解散の登記に関する経過措置）	第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に関しては、なお従前の例による。
（法人の解散の登記に関する経過措置）	第四条 この法律による改正前の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条规定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の当該規定によって生じた効力を妨げない。
（施行期日）	第五条 この法律による改正前の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条规定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

附 則（昭和二四年五月三日法律第一一七号）抄	第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第二条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
（施行期日）	第三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
（施行期日）	第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和二四年五月三日法律第一一七号）抄	第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第二条 第一百五十九条 この法律による改正前の民法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定による改正後の民法施行法第二十三条规定の各規定により都道府県が処理することとなる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（国等の事務）	第三条 第一百五十九条 この法律による改正前の民法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定による改正後の民法施行法第二十三条规定の各規定により都道府県が処理することとなる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（附則第一号）	第四条 第一百五十九条 この法律による改正前の民法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定による改正後の民法施行法第二十三条规定の各規定により都道府県が処理することとなる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（附則第一号）	第五条 第一百五十九条 この法律による改正前の民法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定による改正後の民法施行法第二十三条规定の各規定により都道府県が処理することとなる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。







